

# 住民基本台帳カードで

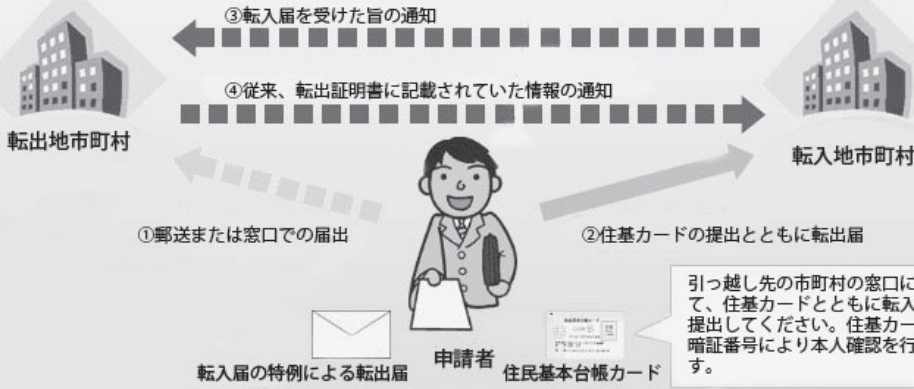
# 転出・転入の手続きが便利に！



平成24年7月9日から新しい住民基本台帳法が施行されました。今回の改正では、①市外へ転出しても住民基本台帳カード(住基カード)が、継続して利用できるようになったこと、②外国人住民の方にも住民票の写しが発行されるようになったこと、が主な変更点です。今月号では、住基カードをお持ちの方の転出・転入などの手続き方法について、お知らせします。

## < 転入届の特例による転出 >

住基カードを利用して、転入届の特例による転出届を行うことにより、転出証明書が不要となり、市町村の窓口に行く回数が1回に！



引越先市の市町村の窓口において、住基カードとともに転入届を提出してください。住基カードの暗証番号により本人確認を行います。

市町村窓口へ行くのが1回で済みます

転出証明書が不要となります

一般的に、市外へ転出する場合、住んでいた市町村窓口で転出の届出を行い、転出証明書(転出届)の交付を受け、新しく住む市町村窓口で転入の届出を行う必要があります。住基カードの交付を受けた方が転出する場合は、「転入届の特例による転出届」を、今まで住んでいた市町村に事前に郵送しておけば、手続きのために市町村窓口に行くのは、転入先窓口での転入の届出の1回だけで済みます。届出の様式は、ホームページ( <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/shiminbu/shiminaka/card.html> ) からダウンロードできます。

住基カードをお持ちの方

転入の手続きのときには、住基カードが必要

上記の方法で転出することにより、転出時に窓口に来庁して転出証明書の交付を受けなくても、転入先の市町村窓口で、転入届に住基カードを添えて手続きをすることができ、この制度のことを「転入届の特例」といいます。転出しようとする世帯員の中に、一人でも住基カードの交付を受けている方がいれば、原則的には「転入届の特例」が適用になり、転出証明書は不要となります。

新しい住民基本台帳法が施行されたことにより、市外に転出した場合でも、住基カードの継続利用ができるようになります。転出した市町村窓口での最初の転入手続きのときに、住基

住基カードの継続利用について



住基カードってなに？

住基カードは、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)における行政サービスを利用する際に使用するカードです。

安全確保のために、高度な機能を備えたIC(集積回路)チップを組み込んだカードで、有料(江別市の場合は500円)で住民登録のある市町村が発行しています。

運転免許証などの公的な証明書をもちでない方に最適！

住基カードってこんなに便利

写真付きの住基カードは、ご自身を証明する公的機関発行の身分証明書として活用されています。

- パスポートの新規申請時に
- 銀行口座の新規開設時に
- クレジットカード、携帯電話の契約の際に
- 市区町村窓口での住民票の写しの交付請求や、戸籍の届出などの際に
- インターネットを利用した電子申請(e-Taxなど)に(カードに電子証明書を格納し、別途ICカードリーダーが必要)

住基カードは2種類

表面の記載事項が異なる2種類があり、いずれかを選択できます。有効期限

## 地域で支える「災害時要援護者」と、それをサポートする「災害時要援護者避難支援制度」

### ■ 災害時要援護者避難支援制度とは？

「災害時要援護者避難支援制度」とは、高齢者や障がいのある方などが、災害時に迅速かつ安全に避難できるように、地域の支援体制をつくるための制度です。

高齢者や障がいのある方などは、災害が起きた時に情報を手に入れにくく、避難するのに手助けが必要な場合があります。市では、災害時の対応に不安を感じる方々を「要援護者」とし、自治会、民生・児童委員との連携により「災害時要援護者避難支援制度」を活用しています。

災害時の行動などに不安をお持ちの方は、この制度を利用し、市で保管する「災害時要援護者名簿」に登録しませんか？

### ■ 登録を希望する場合は？

この制度の対象となる方は

- 身体障がい者（1・2級）に該当する方
- 療育手帳A判定に該当する方
- 在宅で要介護度3以上に該当する方

上記に新たに該当した方々には、毎年10月から12月にかけて、民生・児童委員が制度の説明と登録を希望されるかを確認にお伺いしています。

該当しない方でも、災害時の行動に不安を感じる方（高齢で一人住まいをしているなど）は地区の民生・児童委員または市役所に直接ご相談ください。

### ■ 登録するとどうなるの？

制度に参加している自治会でも名簿を保管し、支援者による日常の見守りなど、地域の防災活動に活用します。災害発生時の声かけや、速やかな避難誘導・安否確認に結びつきます。

### ■ 自治会の方へ = 「よびかけ名簿」の新設

個人情報への配慮から「災害時要援護者避難支援制度」に取り組みずにいる自治会の方々は、平成23年度に新設した「よびかけ名簿」をご利用ください。

この名簿は「要援護者名簿」に登録されている情報から、秘匿性が高い情報を除いて作成したもので、申し込みも簡単です。

また、従来の「災害時要援護者避難支援制度」も取り組みやすくなるように手続きを簡素化しました。

### ■ 詳しく知りたいのだけど・・・

支援制度の詳細について知りたい、あるいは支援組織として活動を検討してみようかとお考えの自治会がありましたら、次のところにご相談ください。

【詳細】 総務課（危機対策・防災担当） ☎ 381-1407

Email = kikitaisaku @ city.ebetsu.lg.jp



# 災害時は、地域の方々の協力が必要です

カードの継続利用の手続きも一緒にを行うことになります。同一世帯で複数の方が住基カードの交付を受けている場合は、住基カードの交付を受けている全員分の継続手続きをする必要があります。お一人分の住基カードの継続利用手続きをしたことにはなりませんのでご注意ください。なお、この手続きにも暗証



番号の入力が必要となります。住基カード継続利用の手続きを行うには期限があります

定められた期限内に手続きを行わない場合には、住基カードは失効しますのでご注意ください。

① 転入をした日から14日を経過しても、転入届を行わない場合。

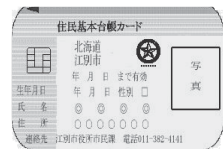
② 転入届を出した日から90日を経過しても継続利用手続き

を行わない場合。

③ 転出予定日から30日経過しても転入届を行わない場合、など。

公的個人認証サービスについて

公的個人認証サービスは、インターネットを通じて行政手続きを行う際に、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防ぐ機能を提供するために、利用者へ電子証明書を発行する公的サービスです。電子証明書は、



住基カードの中にその情報が収納されていますが、引越したによる住所の変更や、婚姻による氏名の変更など、電子証明書の記載事項に変更が生じた時は、電子証明書が自動的に失効します。このような場合、転入先の市町村窓口で新たに申請することになりますのでご注意ください。

【詳細】 市民課市民係 ☎ 381-1020

### 入手方法は？

次の書類を添えて、市民課市民係市役所大麻出張所で申請してください。

- Aタイプ／氏名のみを表示。
- Bタイプ／顔写真付きで、氏名・生年月日・性別・住所を表示。

希望の方）、●本人確認書類（要複数）  
 ●住民基本台帳カード交付申請書（窓口にあります）、●写真1枚（Bタイプ希望の方）、●本人確認書類（要複数）  
 ●運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、健康保険証、年金手帳（証書）、後期高齢者証、介護保険証など。  
 本人が市民課窓口で、Aの書類2点か、Aの書類1点とBの書類1点を持参して申請した場合にのみ、即日の交付となります。